



福島医発第 2362 号(地)

平成 30 年 11 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知及び
すこやかな妊娠と出産のために（リーフレット）の送付について

妊娠中の母体には様々な変化が起こること等から、健やかな妊娠・出産のためには、妊娠中の健康管理が重要であるため、平成 30 年度診療報酬改定において、妊婦加算が創設されたところであります。

今般、厚生労働省により、妊娠中の健康管理に係る留意点及び妊婦加算の趣旨や内容について、改めて周知するためのリーフレット（すこやかな妊娠と出産のために）が作成された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件つきましては、厚生労働省ホームページ（URL：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/>）にも掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 田中泰之
医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ168)

平成30年11月14日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

平 川 俊 夫

妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知 及び
すこやかな妊娠と出産のために（リーフレット）の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、妊娠中の母体には様々な変化が起こること等から、健やかな妊娠・出産のためには、妊娠中の健康管理が重要であるため、平成30年度診療報酬改定では妊婦加算が創設されたところであります。

今般、厚生労働省により、妊娠中の健康管理に係る留意点及び妊婦加算の趣旨や内容について、改めて周知するためのリーフレット（すこやかな妊娠と出産のために）が作成されましたのでお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

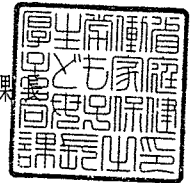
保医発 1102 第 2 号
子母発 1102 第 1 号
平成 30 年 11 月 2 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療課



厚生労働省子ども家庭局母子保健課



妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知について

妊娠中の母体には様々な変化が起こること等から、すこやかな妊娠・出産のためには、妊娠中の健康管理が重要です。特に近年は、妊娠年齢の上昇傾向にあり、一般に、高齢の場合には、特に健康管理に留意が必要とされます。こうした背景のもと、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日より妊婦加算が新設されることとなったところです。

今般、妊娠中の健康管理にかかる留意点及び妊婦加算の趣旨・内容について、改めて周知を図ることとし、各都道府県・各政令市・各特別区母子保健主管部（局）に対し、別添の通知を発出したことをお知らせします。

貴職におかれましては、貴会会員に対して周知を頂きますよう、お願い申し上げます。

別添

保医発 1102 第 1 号
子母発 1102 第 2 号
平成 30 年 11 月 2 日

各都道府県・各政令市・各特別区母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知について（協力依頼）

妊娠中の母体には様々な変化が起こること等から、すこやかな妊娠・出産のためには、妊娠中の健康管理が重要です。特に近年は、妊娠年齢の上昇傾向にあり、一般に、高齢の場合には、特に健康管理に留意が必要とされます。こうした背景のもと、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日より妊婦加算が新設されることとなったところです。

今般、妊娠中の健康管理にかかる留意点及び妊婦加算の趣旨・内容について、改めて周知を図ることとし、別紙のとおり、参考となる資料をまとめましたので、当該資料を参考にしつつ、住民、特に妊婦及びその家族等に対して、妊娠中の健康管理及び妊婦加算に関する情報を提供する等適切な対応に留意されるようお願いします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び医療機関等の関係機関への周知をお願いします。

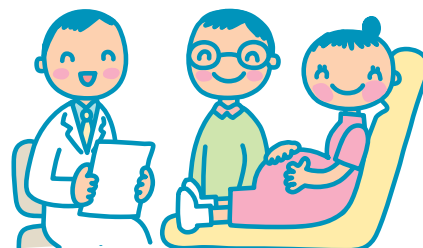
すこやかな妊娠と出産のために



妊娠したらどうしたら良いの？

妊婦健康診査を必ず受けましょう！

- 妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。
- 少なくとも毎月1回（妊娠24週以降には2回以上、さらに妊娠36週以降は毎週1回）、医療機関などで健康診査を受けましょう。



妊婦健康診査って何をするの？

- 妊婦さんの健康ぐあいや、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。
- 特に、**貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病**などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。
- 妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。



気をつけたい症状

次のような症状が出たら早く医師に相談を！

☒ むくみ	☒ がんこな便秘
☒ 性器出血	☒ 普段と違うおりもの
☒ 腹痛	☒ 強い頭痛
☒ 発熱	☒ つわりで衰弱がひどい
☒ 下痢	☒ イライラ
☒ めまい	☒ 動悸が激しい
☒ はきけ・嘔吐	☒ 今まであった胎動を感じなくなったとき
☒ 強い不安感	



妊娠したら誰に相談すればよいの？

専門家の保健指導を受けましょう！

- 妊娠に気づいたら、お住まいの市町村の窓口にてできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。
- 窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けることができます。
- 分娩前後に帰省するなど、住所地以外で過ごす場合は、その旨住所地及び帰省地の市区町村の母子保健担当に連絡し、母子保健サービスの説明を受けましょう。
- その他、妊娠・出産についてのお悩みも、専門家にご相談下さい。



妊婦加算ってなに？

- 妊婦さんへの丁寧な外来診療を高く評価することで、妊婦さんがより安心して医療機関を受診できるよう、**平成30年4月1日から「妊婦加算」が始まりました。**
- 外来を受診したときに、以下の料金が追加されることになります（通常の妊婦健診だけの場合は、「妊婦加算」の対象にはなりません）。

	初診	再診
診療時間内	230 円	110 円
診療時間外	350 円	210 円
休日受診	350 円	210 円
深夜受診	650 円	510 円

※医療費の窓口負担が3割の場合

● 働いている妊婦さんへ

会社に申し出れば、勤務時間内に妊婦健診を受診するための時間をとることができます。（男女雇用機会均等法第12条）

▶ 詳しくは、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/dl/kokinbushitsu.pdf>



マタニティマーク

厚生労働省では、マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進しています。

マタニティマークは、厚生労働省のHPから自由にダウンロードできます。詳しい活用法や内容についてもこちらをご覧ください。



厚生労働省

